

## 1 - 4 日本森林学会理事会規則

(目的)

第1条 日本森林学会理事会の運営は、日本森林学会定款に定めるほか、この規則に定めるところによる。

(理事会の開閉)

第2条 理事会の議事の開閉は、議長がこれを宣する。

(議長の職務)

第3条 議長は、議事日程に従い、議事を円滑に進行せしめるとともに、議場の秩序を確立し、かつ、これを維持しなければならない。

2 議長は、理事の発言を不当に制限してはならない。(書記)

第4条 議長は、議事録等必要な文書の作成を行うために、主事の中から書記を指名し、理事会で選任する。

(議案の説明)

第5条 議案の説明については、提案者がこれをすべて執り行うものとする。ただし、必要がある場合は、陪席する主事或いは事務局職員若しくはその他の者に説明させることができるものとする。

(報告事項)

第6条 やむを得ない理由のために当該理事会に出席できない理事は、あらかじめ理事会に対して自己の職務に係る報告書を書面により提出しなければならない。この場合には、陪席する担当主事又は総務担当理事が、当該欠席理事に代わって、提出された報告書に基づいて報告する。

(委員会付議)

第7条 理事会で必要と認めるときは、議長は理事会に諮って定款第61条に定める臨時委員会を設置し、委員を選任し、委員会に議案を付託して審議させることができる。

2 前項による委員の選任方法は、議長がその都度理事会に諮って決定する。

3 議長は、委員をして、付託した議案について審議の結果を報告させた後、採決する。

(動議及び採決)

第8条 動議及び採決の方法は総会規則第9条から第12条による。

(利害関係者の採決)

第9条 出席した理事は、必ず採決に加わらなければならない。ただし、特別の利害関係を有する理事は、その採決に加わることができない。

2 前項ただし書きの場合は、議長は当該理事に対し、その議事が終了するまで退場させることができる。

(メール理事会)

第10条 臨時理事会のうち、定款第47条及び第48条による理事会を、メール理事会と呼び、理事会の開催通知及び議決権の行使等を電磁的方法により行う。

2 定款第33条第4項に定める執行理事の業務報告は、メール理事会では行えない。

(理事会議事録)

第11条 定款第49条に定める理事会議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成する。

2 理事会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とする。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事会の開催者
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 理事会議長の氏名
- (5) 理事会の議事経過の概要及びその結果
- (6) 決議を要する事項について、特別の利害関係を有する理事の氏名
- (7) 議事録作成者の氏名
- (8) 議事録署名人による署名等

3 定款第47条によるメール理事会の場合は、以下の事項

- (1) 理事会の決議事項の内容
- (2) 議案を提案した理事の氏名
- (3) 理事会の決議の日
- (4) 議事録作成者の氏名
- (5) 議事録署名人による署名等

4 定款第48条によるメール理事会の場合は、以下の事項

- (1) 理事会への報告を要しない事項の内容
- (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録作成者の氏名
- (4) 議事録署名人による署名等

(公益目的事業の推進)

第12条 理事会は、学会事業の推進に当たって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

(以降、公益認定法という)第2条第4号に定める公益目的事業であって、別表1号「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」を推進することを旨とする。

2 理事会は、その事業を行うに当たり、特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものに対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。ただし、他の公益法人に対して、学会が行う公益目的事業のために行う場合は、この限りでない。

(コンプライアンス)

第13条 役員は、事業の推進に当たって、法人法第334条から第342条に定められた罰則規定を念頭に、関係法令の遵守(コンプライアンスの確保)を旨としなければならない。

(規則の変更)

第14条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会及び総会の決議を経て、定めるものとする。

附則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。